

札幌市児童相談所設置条例の一部を改正する条例案

令和 7 年（2025 年）2 月 13 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市児童相談所設置条例の一部を改正する条例

札幌市児童相談所設置条例（昭和 47 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表札幌市児童相談所の項中「市内全域」を「中央区、北区、東区、南区、西区及び手稲区の区域」に改め、同表に次のように加える。

札幌市東部児童相談所	札幌市白石区本郷通 3 丁目北	白石区、厚別区、 豊平区及び清田 区の区域
------------	-----------------	-----------------------------

附 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例の施行の日から市長が別に定める日までの間においては、改正後の第 2 条の表札幌市東部児童相談所の項中「札幌市白石区本郷通 3 丁目北」とあるのは、「札幌市中央区北 7 条西 26 丁目」とする。

（理 由）

児童相談体制の強化を図ることを目的として新たな児童相談所を設置するため、本案を提出する。